

MEXCBT・学習 e ポータル関係 F A Q

2021/12/28 時点

2022/04/13 更新

1. 文部科学省 C B T システム（MEXCBT：メクビット）の利用関係

Q1-1. MEXCBT とはどのようなものですか。どのような問題が掲載されていますか。

A. MEXCBT（メクビット）は、児童生徒が学校や家庭において、オンライン上で学習・アセスメントできる公的な CBT プラットフォームです。文部科学省が事業者連合体のコンソーシアムに委託して開発しており、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題約 25,000 問を掲載しています。

Q1-2. MEXCBT は無償で活用できますか。

A. 全国の学校設置者・学校で無償で活用できます。今後も、MEXCBT を無償で活用できるようにする方法を担保する予定です。

Q1-3. MEXCBT の利用の申込の締め切りはいつですか。

A. 令和 4 年度の申込は、通年で受け付けます。なお、利用開始日は選択した学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトによって異なります。

Q1-4. MEXCBT の申込は、自治体内の全学校や、学校全体で行う必要があるのですか。

A. いいえ。自治体内の特定の学校のみ、又は、ある学校の中でも特定の学年や特定のクラスのみ申し込みも可能です。

Q1-5. MEXCBT の利用にあたり、利用回数のノルマ等がありますか。

A. MEXCBT の利用回数にはノルマ等はありません。なお、利用後の感想のアンケートを実施する場合がありますのでご協力ください。

Q1-6. 令和 3 年度 MEXCBT の利用申込を行っていた場合も再度申込は必要ですか。

A. 令和 3 年度に、利用申込をいただいている場合は、再度の利用申込は不要です。令和 3 年度に申込を行ったメールアドレスにて、申込サイトからご自分の学校（設置者）の申込情報をご確認ください。なお、令和 3 年度に MEXCBT のプロトタイプ版のみ活用した場合、再度申込が必要となります。

Q1-7. MEXCBT の利用できる対応ブラウザは何ですか。

A. MEXCBT の対応ブラウザは、「Microsoft Edge」、「Apple Safari」、「Google Chrome」のいずれ

れかの最新バージョンのブラウザとなります。

※『Microsoft Internet Explorer11』、『Mozilla Firefox』は非対応です。

このほか、学習 e ポータルにより対応ブラウザが異なる可能性がありますので、詳細は学習 e ポータル標準モデル準拠ソフト提供の各社にお問合せ下さい。

Q1-8. MEXCBT を活用する際の児童生徒の個人情報の取り扱いはどうなっていますか。

A. MEXCBT は児童生徒の氏名等の個人情報は扱いません。詳細は利用申込フォームの「＜留意事項＞ ●MEXCBT における情報の取扱いについて」をご参照ください。

Q1-9. 設置者等が MEXCBT を試しに活用できる試用アカウントは発行可能ですか。

A. 実証用学習 e ポータルを経由して MEXCBT を試用することが可能です。試用アカウントについては、利用申込フォームから、学校コードを「XX999」、学校名を「試用アカウント希望」となっているものを選択してください。。

2. 学習 e ポータル関係

Q2-1. 学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトはどのようなものですか。

A. 日本の初等中等教育に適した学習管理機能を備えたソフトウェアとして共通の技術的な規格（Q2-2 学習 e ポータル標準モデル）に準拠したブラウザベースのソフトウェアです。各学校で新たに学習 e ポータル標準モデルに準拠するソフトを導入するか、これまで各学校で導入しているソフトウェアが学習 e ポータル標準モデル標準規格に準拠するかのいずれの場合でも学校において活用できるようになります。

なお、ブラウザベースのソフトウェアは、何かシステムを新たに構築する必要はなく、ソフトをダウンロードしたり、インストールする必要もなく、パソコンなどの端末とインターネットブラウザだけあれば使えるようになるものです。

Q2-2. 学習 e ポータル標準モデルとはどのようなものですか。

A. 学習 e ポータル標準モデルは、日本の初等中等教育に適した学習管理機能を備えたソフトウェアとして共通の技術的な規格を定義したものであり、協調領域（ツール間の相互運用性を担保するための、国際標準規格等に基づく共通部分）と競争領域（創意工夫を行い独自に機能実装する部分）のうち、協調領域部分を定義したものです。学習 e ポータル標準モデルは、文部科学省教育データ標準第2版（令和3年12月公表）において、「教育データの相互運用性を確保するための技術的標準」として位置付けられています。学習 e ポータル標準モデルは文部科学省の委託により、（一社）ICT CONNECT21 において研究者や事業者、教職員等による専門・技術的な議論（現在 45 社 90 名以上が参画）により定められています。

<https://ictconnect21.jp/document/eportal/#standard>

Q2-3. 学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトは、MEXCBT のように文部科学省が提供するものですか。

A. 学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトは、定められた標準モデルに準拠した形で、民間事業者等が開発し、提供するものです。

Q2-4. MEXCBT と学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトはどのような関係ですか。

A. MEXCBT と学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトは以下のように役割分担して全国の学校で C B T が実現できるようにしています。

○学習 e ポータル標準モデル準拠ソフト：児童生徒の学習の窓口機能。個人ごとの学習の記録等を表示する等の機能をもっています。問題の選択や、回答結果の表示等が可能です。今後、デジタル教科書・教材等が学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトに準拠され、学習状況の把握や振り返りできるようになる見込みです。

○MEXCBT：問題出題・処理の機能。問題を管理し、学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトからのリ

クエストに基づき、出題して、採点処理等に特化しているシステムです。個人情報等は扱いません。

Q2-5. 学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトの選択肢は今後も 4 社が提供しているツールだけですか。

4 社のツールを必ず活用しなければ、MEXCBT を使えないのですか？

A. 令和 4 年 4 月時点の MEXCBT 活用において、4 社のツールに加え、文部科学省が MEXCBT の開発を委託する「オンライン学習推進コンソーシアム」が提供する「実証用学習 e ポータル」も選択することが可能です。2022 年 4 月の時点では 4 社が提供しているツール（実証用含めると 5 つのソフトウェア）ですが、標準モデルは公開されており、今後各社が機能を実装することでさらに選択肢が増えることが見込まれます（現時点で、今年度中を目途に合計 10 社程度まで増える見込み）。なお、今後とも無償の実証用の学習 e ポータルは維持する予定で考えています。

Q2-6. 利用の申込は学校単位・設置者単位のどちらで行いますか。

A. まず利用申込フォームから、設置者においてとりまとめて申し込めます。その後の手続き等は選択した学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトによって異なります。

Q2-7. 学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトの費用はどうなりますか。

A. 学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトにより費用等が異なります。無償のもの、有償のもの、機能により有償オプションとなるもの等があり、詳細は各学習 e ポータル標準モデル準拠ソフト提供の各社にご確認ください。

また、文科省が MEXCBT の開発を委託する「オンライン学習推進コンソーシアム」が提供する実証用学習 e ポータルは、機能は限定的（シングルサインオンはできず、MEXCBT に接続する機能のみ）ですが無償です。今後とも機能は限定的ですが無償の実証用の学習 e ポータルは維持する予定で考えています。

Q2-8. 学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトは、教育委員会単位で 1 つしか選べないのですか。（学校単位で別々にできないのですか。）

A. 今後の教育データ利活用等を見据えると、教育委員会単位など一定の規模ごとに 1 つの学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトを使用することが便利であると想定しています。

今後の学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトの活用単位はさらに検討が必要ですが、今回の令和 3 年度 MEXCBT 事業においては、選択の単位を各学校設置者の学校種ごとを基本としています。例えばある設置者が、小中学校ともに同じ学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトを活用する場合や、小学校と中学校で異なる学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトを活用する場合などが考えられます。それ以外の場合は個別にオンライン学習推進コンソーシアム事務局に御相談ください。

Q2-9.既に学習 e ポータル標準モデルに準拠した4社のソフトウェアのいずれかを導入している場合、MEXCBT 利用に新たなアカウント発行等は必要ですか。

A. 既に学習 e ポータル標準モデルに準拠した各社のソフトウェアを利用している場合も、MEXCBT を利用するには設置者による MEXCBT 利用申し込みフォームへの入力が必要となります。利用申し込みフォーム入力後の手続きの詳細は学習 e ポータル標準モデル準拠ソフト提供の各社にお問合せ下さい。

Q2-10. 学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトに接続する他のシステムを活用する際に費用が発生する場合は、当該費用は国負担ではなく、自治体負担となりますか。

A. その通りです。

Q2-11. 学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトは、ログインの手間を省くためにシングルサインオンが可能ですか。

A. シングルサインオンは様々な意味がありどの範囲のことを想定されているかによります。各社が提供する学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトにより可能なことは差異があるので、ご確認ください。

Q2-12 仮に、シングルサインオンで学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトにログインしても、MEXCBT は、児童生徒の氏名等の個人情報扱いは扱わないという理解でよいですか。

A. その通りです。

Q2-13. 学習 e ポータル標準モデル準拠ソフトを途中で変更することは可能ですか？

A. 可能です。なお、学習 e ポータル標準モデル準拠ソフト提供の各社との契約等にご留意ください。